

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁警備部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁備発第142号、丁備企発第126号
平成31年3月29日
警察庁警備局警備課長
警察庁警備局警備企画課長

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う核物質防護に関する留意事項について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号。以下「改正法」という。)等の警察運営に係る改正の趣旨、概要及び留意事項については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(本年12月1日付け警察庁丙備発第424号等。以下「局長通達」という。)により示達されたところであるが、核物質防護に関する留意事項は下記のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達における用語の意義は、それぞれ局長通達における当該用語の意義によるものとする。

おって、原子力施設の所在しない道府県警察にあつては、参考とされたい。

記

第1 総論

1 原子力事業者等との連携

原子力施設の防護に当たっては、「原子力施設の防護に係る連携の進め方について」(平成11年7月6日付け警察庁丁備発第186号)により示達した「原子力施設の防護に関する連携の進め方について(申合せ)」(平成11年7月5日付け警察庁警備局警備課長、科学技術庁原子力安全局核燃料規制課核物質防護対策室長及び通商産業省資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課長申合せ)において定めるとおり、都道府県警察と原子力事業者等との連携が極めて重要であり、治安当局である警察庁と規制当局である文部科学省・経済産業省との間の協議においても、その趣旨が引き続き確認(別添1)されているところである。したがって、原子力事業者等に対する各種申入れその他の連携に当たっては、その趣旨が治安当局と規制当局との共通認識であることを踏まえて強力に推進すること。

2 生活安全部門との連携

生活安全部門との連携の必要性については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(依命通達)」(昭和63年11月24日付け警察庁乙備発第11号等)等により、従前より示達されていると

ころであるが、この度、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）の施行（本年11月21日）に伴い、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）が制定され、警備業者が行う防護対象特定核燃料物質取扱施設に係る施設警備業務については、施設警備業務を行う敷地ごとに1級の検定合格警備員1人を配置して実施させなければならないこととされるなど、核物質防護の推進に当たっては、法に基づく保安に係る規定を所管するとともに、警備業法をも所管する生活安全部門との連携の必要性が一層高まっているところである。したがって、本改正に係る関係事務の運営に当たっては、核物質防護に関する改正のみならず、生活安全部門に係るこれらの改正の趣旨等についても十分知悉の上、その連携に遺憾のないよう配慮すること。

3 警察庁及び関係都道府県警察との連携

本改正により、主務大臣は、核物質防護規定の認可をする場合においては、あらかじめ国家公安委員会の意見を聴かなければならないものとされたほか、国家公安委員会は、核物質防護に関する規定の運用に関する主務大臣への意見陳述のために必要な限度において、警察庁の職員に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとされたこと及び一の原子力事業者等が複数の都道府県において原子力施設を設置している場合があり、警察として統一的に対処する必要があることを踏まえ、より一層、警察庁及び関係都道府県警察との連携を図ること。

第2 各論

1 核物質防護規定に関する留意事項

(1) 核物質防護規定の制定・変更への関与

原子力事業者等が防護措置に関し自ら定める核物質防護規定は、これに違反した場合、主務大臣の行政処分を受けることとなるものであり、また、改正法により新たに導入された主務大臣（核物質防護検査官）による検査は、核物質防護規定の遵守状況について行われるものであることから、核物質防護を強化するため、当該核物質防護規定に必要な規定を盛り込むことが極めて重要である。

また、原子力事業者等による核物質防護の実施に当たり、都道府県警察との連携が極めて重要であることは第1・1のとおりであり、核物質防護規定に関しても、治安当局である警察庁と規制当局である文部科学省・経済産業省との間の協議において、その旨が確認されているところである（別添2）。

そこで、本改正により、核物質防護規定の記載事項として、緊急時対応計画に関すること、設計基礎脅威に対応するために講ずる防護措置に関すること、防護措置についての定期的な評価及び改善に関すること及び特定核燃料物質の防護に関する記録に関することが追加されること等により、今後、各原子力事業者等が核物質防護規定を変更し、主務大臣に対して認可申請を行うこととなる機会をとらえ、この変更の起案を早期に認知するとともに、これに積極的に参画し、例えば次に掲げる事項を核物質防護規定に盛り込むなどすることにより、テロリズム対策を講ずる警

察の意見が反映されるよう努めること。

ア 核物質防護規定（これに基づく下位規定を含む。）の制定・変更にあたっての都道府県警察との協議

イ 核物質防護委員会の設置を定める場合における警察職員の委員としての参画

ウ 緊急時対応計画及び教育・訓練計画の策定・変更及び訓練の実施にあたっての都道府県警察との協議

エ 防護措置の評価・改善にあたっての都道府県警察の参画及び改善に関する都道府県警察の意見の最大限の尊重

オ 警察職員による防護措置についての説明要求・視察要求及び記録の閲覧・謄写要求に対する協力

カ 防護区域、周辺防護区域及び周辺防護区域の外側における防護に資するための区域の設定並びに当該区域における防護措置の実施並びに当該区域の設定及び防護措置の実施についての都道府県警察との協議

(2) 警察庁に対する報告

主務大臣による核物質防護規定の認可にあたり、あらかじめ国家公安委員会の意見を聴取することが義務付けられたことを踏まえ、意見陳述の円滑な実施を図るため、原子力事業者等による核物質防護規定の変更を認知した場合にあつては、速やかにその案を入手の上、警察庁（警備課実施係及び警備企画課危機管理係）に送付するとともに、原子力事業者等との協議状況を報告すること。

(3) 核物質防護検査官等による立入検査への対応

治安当局である警察庁と規制当局である文部科学省・経済産業省との間の協議において、改正法により導入された主務大臣（核物質防護検査官）による定期検査にあつては、その実施要領、個別の検査内容及び検査結果の策定について事前に十分な時間的余裕をもって警察庁に連絡する旨及び法第72条第3項の規定による警察庁の職員の検査を当該定期検査と合わせて実施することができる旨が確認されている（別添3）。

また、その際、従前どおり、主務大臣は、都道府県警察が公共の安全を図るため特に必要があると認める場合、警察職員が特定核燃料物質の防護措置の現状について説明を求め、又は特定核燃料物質取扱施設を視察するに際し、これに協力するようその所掌に係る原子力事業者等を指導する旨が確認されており（別添3）、さらに、警察庁の職員の検査にあつては、原則として、当該検査に係る施設の所在地を管轄する都道府県警察の警察職員の同行を求めることとする予定である。

したがって、各都道府県警察にあつては、核物質防護検査官及び警察庁の職員による検査が適切に実施されるよう、平素より当該施設の核物質防護規定の遵守の状況を把握するとともに、警察庁との緊密な連携を図ること。

2 防護措置に関する留意事項

本改正により新たに義務付けられる防護措置についても、従前どおり、テロリズム対策を講ずる警察の意見が反映されるよう努めること。特に、本改正により新たに義

務付けられる定期的な防護措置の評価・改善については、警察としてその評価に積極的に参画するとともに、当該評価を原子力事業者等の予算編成時期を踏まえて行うなどすることにより、迅速かつ適切な改善措置が講じられるよう努めること。

3 記録に関する留意事項

本改正により新たに核物質防護に関する記録の作成・保存が義務付けられることとなることから、警察職員が閲覧等を円滑に行うことができるよう、その記載方法等について、適切に助言すること。

第3 その他

- 1 設計基礎脅威に対応した緊急時対応計画その他の設計基礎脅威に対応した防護措置に関する事項は、別途通達する。
- 2 核物質防護秘密漏洩罪に関する事項は、核物質防護秘密の管理に関する事項と併せ、別途通達する。

【継続措置状況】

初回発出日：平成17年12月1日

(有効期間：平成31年3月31日)

※ 別添1～3については省略